



葛飾区

クリーム色

## 幼児教育・保育の 無償化のしおり

### 一時保育や病児・病後児保育などの 子育て支援サービス を利用する保護者の方へ

※入所を検討している保護者の方もご覧ください！

#### 幼児教育・保育の無償化とは

3～5歳の全児童、0～2歳の非課税世帯の児童を対象に、認可保育所、幼稚園、認定こども園、認証保育所や認可外保育施設等の利用料（保育料）等を公費（国・東京都・葛飾区）で負担し、子育て世帯の経済的負担を軽減する制度です。

※利用する施設によっては、利用料（保育料）の全てが無償にならない場合があります。  
※区外の施設に通うお子さんも無償化の対象となります。



#### 問い合わせ先

子育て支援部 子育て支援課  
子育て支援係

代表 03 (3695) 1111  
内線 2415・2447・2416  
直通 03 (5654) 8297  
03 (5654) 8277

無償化を詳しく知りたい方はこちら



# 一時保育や病児・病後児保育などの子育て支援サービスを利用する保護者の方へ



## 無償化（助成金）の対象児童

葛飾区在住の3歳～5歳の児童と0歳～2歳のうち非課税世帯の、保育が必要な児童が対象です。3歳とは、3歳の誕生日を迎えた日以降の最初の4月からの児童、5歳とは、小学校就学前までの児童をいいます。

<注意>私立幼稚園・認定こども園(教育部分)に在籍する児童は、その幼稚園等の教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満の場合に対象となりません。詳細は、別冊子『葛飾区幼稚園ガイド』又は葛飾区ホームページをご覧ください。

## 無償化の対象になるためには

※申請が必要です！

保育の必要性の事由によって取得できる「施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)」が必要です。利用をする前に、申請書などの必要書類を揃えて葛飾区に提出してください。その後、区から施設等利用給付認定決定通知書が発行されますので、利用時に提示してください。申請書は、利用する保育施設等で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

すでに、「保育の必要性の認定」を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

「施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)」については、  
保育課入園相談係へお問い合わせください。  
直通 03(5654)8278～9

## 助成額と対象サービス

※申請が必要です！

<助成額(児童一人当たり)>

3歳～5歳(新2号認定) …月額 37,000 円上限(幼稚園の児童は月額 11,300 円上限)

0歳～2歳のうち非課税世帯(新3号認定) …月額 42,000 円上限(幼稚園の児童は月額 16,300 円上限)

★以下の対象サービスを組み合わせてご利用できますが、上記、月額上限の範囲内で助成対象になります。

<対象サービス>

- ①一時保育
- ②休日保育
- ③病児・病後児保育
- ④訪問型病後児保育
- ⑤かつしかファミリー・サポート・センター

※各サービスには定員がありますので、希望する日に利用できない場合があります。

※認可保育所に在籍している児童は、対象サービスをご利用いただけますが、無償化の対象にはなりません。(一時保育は利用できません)

## ① 一時保育

家庭での保育が一時的に困難となった児童を認可保育所等でお預かりする事業です。保育園や幼稚園など施設に入所していない児童が対象です。

※幼稚園に通っている方は、幼稚園がお休みの日や預かり保育を実施していない時間帯などに利用可能です。

【実施園等】葛飾区ホームページ(くらしのガイド → 子育て → 保育 → 一時保育)をご覧ください。定員や利用料金、実施時間等は施設によって異なります。

【利用方法】実施園にお問い合わせください。

## ② 休日保育

保護者が就労や病気などの理由で、休日に児童の面倒が見られないとき、保護者に代わって保育する事業です。

【実施園等】葛飾区ホームページ(くらしのガイド → 子育て → 保育 → 休日保育)をご覧ください。定員や利用料金、実施時間等は施設によって異なります。

【利用方法】実施園にお問い合わせください。

※認可保育所等に入所していて、就労や入院などの理由でご利用の場合は、無料でご利用いただけます。

## ③ 病児・病後児保育

病気の治療中にあり症状が安定している、または病気の回復期にあり症状が軽度であるが、保育園での集団行動が困難な児童を一時的に保育します。認定こども園(教育部分)、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設等に通っている児童が無償化の対象サービスとして利用できます。(送迎に要する費用は無償化の対象外です)

【保育料】1日 2,000 円(その他に食事代等の実費がかかる施設もあります)

【実施園等】葛飾区ホームページ(くらしのガイド → 子育て → 保育 → 病児・病後児保育)をご覧ください。定員や利用料金、実施時間等は施設によって異なります。

【利用方法】事前登録が必要です。詳細は、実施園にお問い合わせください。

## ④ 訪問型病後児保育

病気の回復期にある児童で、保育所等での集団保育が困難な時期に自宅等に訪問して保育を行います。病気の期間は保育できません。認定こども園(教育部分)、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設等に通っている児童が無償化の対象サービスとして利用できます。

【保育料】1時間 800 円

【実施園等】葛飾区ホームページ(くらしのガイド → 子育て → 保育 → 訪問型保育事業)をご覧ください。

【利用方法】事前登録が必要です。詳細は、実施園にお問い合わせください。

※実施園の行事等によってはご利用いただけない場合があります。



## ⑤ かつしかファミリー・サポート・センター

仕事の都合や家庭の事情などで、一時的に保育が必要な時に会員相互で援助するサービスです。保育園や幼稚園の開始前後の保育などを行います。

送迎のみの利用は無償化の対象外です。

【実施時間】午前7時から午後10時まで

【利用料】児童一人当たり1時間 800 円(開始後1時間まで。以降 30 分 400 円)

【利用方法】事前に会員登録が必要です。利用前には、面接や打ち合わせをしていただきます。

【問い合わせ】葛飾区社会福祉協議会 03(5698)4151

## 申請方法

各サービスの利用料は、一旦負担していただいた後、「領収書」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」(かつしかファミリー・サポート・センター利用の場合は「援助活動報告書」)を添付のうえ、「助成金申請書」を葛飾区役所 4 階子育て支援窓口へ提出または郵送してください。「領収書」は、利用料や食材料費、その他費用の内訳が明記されているものに限りです。

提出があった月末に審査を行い、翌月中旬頃、月額上限の範囲内で助成金を保護者の口座へ直接お支払いします。申請書は、利用した教育・保育施設で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。助成金の最終提出期限も、葛飾区ホームページでご確認ください。

利用した対象サービス	提出書類	提出先
一時保育、休日保育、病児・病後児保育、訪問型病後児保育	・助成金申請書 ・特定子ども・子育て支援提供証明書(利用後に施設から発行されます) ・領収書	〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所 4 階 (子育て支援窓口)
かつしかファミリー・サポート・センター	・助成金申請書 ・援助活動報告書	

## 子育て支援サービスの食材料費の助成

葛飾区では、保護者の負担を軽減するため、利用したサービスが給食を実施している場合は、実施日数に応じて児童一人当たり日額 300 円を上限に食材料費を助成します。区から直接施設に助成しますので、保護者は食材料費の負担はありません。

## 定期利用保育をご利用の場合

定期利用保育を利用する児童も無償化の対象になりますが、助成限度額や利用条件が異なります。表紙の QR コードから検索いただくか、別冊子『認可保育所・認定こども園(保育部分)にお子さんが通う保護者の方へ』(水色のリーフレット)をご覧ください。